



平成 29 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆
(コード番号 3750 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司
(TEL. 03-5501-4100)

(開示事項の経過) 当社子会社による損害賠償請求控訴事件に関するお知らせ

当社の子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社が、司法書士に対し提起しておりました損害賠償請求事件について、平成 29 年 12 月 13 日付にて東京高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 当該子会社の概要

- (1) 名 称：セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社
- (2) 所 在 地：東京都港区虎ノ門二丁目 5 番 5 号
- (3) 代 表 者：藤堂裕隆
- (4) 事業内容：不動産業
- (5) 資 本 金：10 百万円

2. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所、平成 29 年 12 月 13 日

3. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

- (1) 平成 27 年 3 月 23 日、同年 10 月 2 日、平成 28 年 9 月 2 日、及び平成 29 年 11 月 9 日に開示いたしましたとおり、以下の事実経緯がございました。

- ① 当社子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社(以下、「SSAM」といいます。)は、平成 27 年 2 月 19 日、田代林産有限会社所有の不動産を永光建設株式会社を経由して購入する旨の契約を締結し、登記に必要とされる資料を受領して代金決済をし、一旦は所有権移転登記を受けました。

しかしながら、後日、SSAM が面談した田代林産有限会社代表者と称する人物は偽物で、登記に必要とされる資料は偽造であったことが判明しました。

- ② 上記不動産の所有権移転登記については、平成 27 年 3 月 19 日付にて田代林産有限会社より同登記の抹消登記手続を求める旨の訴えの提起を受け、同年 10 月 1 日、同社の請求が認容されています。
- ③ このような経緯に鑑み、SSAM は、平成 27 年 5 月 25 日、永光建設株式会社及び上記不動産の所有権移転登記手続に関与した司法書士に対して、上記不動産を取得できなかったことにより被った損害の賠償を求める訴えを提起し、平成 28 年 9 月 2 日、永光建設株式会社に対し 2 億 186 万 2188 円及びこれに対する平成 27 年 5 月 29 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと等を命じる旨の判決を得ました。

- ④ 平成 29 年 11 月 9 日に開示いたしましたとおり、永光建設株式会社は休眠状態であり資力に乏しかったところ、和解による任意弁済に応じるとの申出があり、実質的な回収額を最大化する見地から、これに応じることといたしました。
 - ⑤ 一方で、③の平成 28 年 9 月 2 日の判決において、過失を否定されたため司法書士に対する請求は認められず、SSAM は、この判決を不服とし、平成 28 年 12 月 7 日、控訴いたしました。
- (2) SSAM の司法書士に対する控訴事件は、平成 29 年 12 月 13 日付で、下記 4.判決の要旨のとおり、SSAM の主張が認められるに至りました。

4. 判決の要旨

- (1) 第 1 審被告（司法書士）は、第 1 審原告（セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社）に対し、2 億 2443 万 0863 円及びこれに対する平成 27 年 2 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 第 1 審原告の第 1 審被告に対するその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1、2 審を通じ、第 1 審被告の負担とする。
- (4) この判決は(1)に限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

本判決による賠償金の収入、その他本判決に与える影響につきましては、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

なお、本判決に対して上告が提起され、上告審において審理されることとなった場合においても、本判決の内容が維持されるよう対応する方針であります。

以 上